

1. 件 名：原子燃料工業株式会社熊取事業所の副原子力防災管理者の選解任の考え方について

2. 日 時：令和2年2月4日 12:10～12:16

3. 場 所：原子力規制庁3階 ERC

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室
宮地防災専門官、唐箕防災専門官
原子燃料工業株式会社 熊取事業所
総務グループ グループ長 他1名

5. 要 旨

原子燃料工業株式会社から、1/7に届出られた同社熊取事業所の副原子力防災管理者の選任及び解任について、副所長が2名から1名になることに対し、原子力防災組織として十分機能するのかの説明を依頼したことによる回答があった。

回答概要は以下の通り

- ・副原子力防災管理者に任命する職務上の地位の数に変更がない。
- ・防災体制に必要な要員数(3名以上)を確保している。
- ・原子力防災管理者の不在時の職務代行体制は維持する。

原子力規制庁より、副原子力防災管理者については、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に定めている通り、管理的又は監督的地位にある職務上の地位から選任することを求めている旨を伝えた。

原子燃料工業株式会社熊取事業所から副原子力防災管理者の選任について、選任要件を検討し、次回事業者防災業務計画の修正時に反映する旨の回答があった。

6. その他

配布資料1：原子力防災管理者(副原子力防災管理者)の選任・解任届について